

## 明治三十二年法律第四十八号

商法

此法律別冊ノ通之ヲ定ム

明治二十三年法律第三十二号商法ハ第三編ヲ除

ク外此法律施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

(別冊)

## 目次

第一編 総則

第一章 通則 (第一条 第三条)

第二章 商人 (第四条 第七条)

第三章 商業登記 (第八条 第十条)

第四章 商号 (第十一条 第十八条の二)

第五章 商業帳簿 (第十九条)

第六章 商業使用人 (第二十条 第二十六

第七章 代理商 (第二十七条 第五百条)

第二編 商行為

第一章 総則 (第五百一条 第五百一十三

第二章 売買 (第五百二十四条 第五百二十

第三章 交換計算 (第五百二十九条 第五百

第四章 匿名組合 (第五百三十五条 第五百

第五章 仲立營業 (第五百四十三条 第五百

第六章 問屋營業 (第五百五十一条 第五百

第七章 運送營業 (第五百五十九条 第

第八章 運送營業

第一節 総則 (第五百六十九条)

第二節 物品運送 (第五百七十一条 第五百

第三節 旅客運送 (第五百八十九条 第五百

第四節 寄託

第五節 総則 (第五百九十五条 第五百九

第六節 倉庫營業 (第五百九十九条 第六

第七節 総則 (第六百八十四条 第六百八

第八節 海商

第九節 総則 (第六百八十四条 第六百八

第十節 総則 (第六百八十四条 第六百八

第十一節 総則 (第六百八十四条 第六百八

第十二節 総則 (第六百八十四条 第六百八

第十三節 総則 (第六百八十四条 第六百八

第十四節 総則 (第六百八十四条 第六百八

第十五節 総則 (第六百八十四条 第六百八

第十六節 総則 (第六百八十四条 第六百八

第十七節 総則 (第六百八十四条 第六百八

第十八節 総則 (第六百八十四条 第六百八

第十九節 総則 (第六百八十四条 第六百八

第二十節 総則 (第六百八十四条 第六百八

第二節 船舶の所有
第一款 総則 (第六百八十六条 第六百
九十二条)
第二款 船舶の共有 (第六百九十二条)
第三款 定期船舶 (第七百四条 第七百七
第四款 船舶賃貸借 (第七百一条 第七百
第五款 海上物品運送に関する特則
第六款 船荷証券等 (第七百五十七条 第七
第七款 航海傭船 (第七百四十八条 第七
第八款 個品運送 (第七百三十七条 第七
第九款 百四十七条)
第十款 船舶の衝突 (第七百八十八条 第七
十一款 百八十七条)
第十一款 海難救助 (第七百九十二条 第八百
第十二款 百九十二条)
第十三款 共同海損 (第八百八条 第八百十四
第十四款 条)
第十五款 海上保険 (第八百十五条 第八百四
第十六款 十一条)
第十七款 船舶先取特権及び船舶抵当権 (第八
第十八款 百四十二条 第八百五十条)
第十九款 第一編 総則
第二十款 第一章 通則

## (趣旨等)

## 第一節 商人の営業、商行為その他の商事について

## 第二節 物品運送 (第五百七十一条 第五百

## 第三節 旅客運送 (第五百八十九条 第五百

## 第四節 寄託

## 第五節 総則 (第五百九十五条 第五百九

## 第六節 倉庫營業 (第五百九十九条 第六

## 第七節 総則 (第六百八十四条 第六百八

## 第八節 海商

## 第九節 総則 (第六百八十四条 第六百八

## 第十節 総則 (第六百八十四条 第六百八

## 第十一節 総則 (第六百八十四条 第六百八

## 第十二節 総則 (第六百八十四条 第六百八

第四条 この法律において「商人」とは、自己の名をもつて商行為をすることを業とする者をいう。(定義)
第五条 店舗その他これに類似する設備によつて物販売することを業とする者又は鉱業を営む者は、商行為を行ふことを業としない者であつても、これを商人とみなす。
第六条 後見人が被後見人のために第四条の営業を行ふときは、その登記をしなければならない。(後見人登記)
第七条 後見人が被後見人のために第四条の営業を行ふときは、その登記を行なうことは、その登記をしなければならない。
第八条 未成年者が前条の営業を行うときは、その登記を行なうことは、その登記をしなければならない。
第九条 未成年者が前条の営業を行うときは、その登記を行なうことは、その登記をしなければならない。
第十条 未成年者が前条の営業を行うときは、その登記を行なうことは、その登記をしなければならない。

## 第四章 商号

## (商号の選定)

第十一條 商人 (会社及び外国会社を除く。以下この編において同じ。)は、その氏、氏名その他の名称をもつてその商号とすることができる。

第二章 商人

日から三十年の期間内に限り、その効力を有する。

前二項の規定にかかわらず、譲渡人は、不正の競争の目的をもつて同一の営業を行つてはならない。

(譲渡人の商号を使用した譲受人の責任等)

営業を譲り受けた商人（以下の章において「譲受人」という。）が譲渡人の商号を引き続き使用する場合には、その譲受人も、譲渡人の営業によつて生じた債務を弁済する責任を負う。

前項の規定は、営業を譲渡した後、遅滞なく、譲受人が譲渡人の債務を弁済する責任を負わぬ旨を登記した場合には、適用しない。営業を譲渡した後、遅滞なく、譲受人及び譲渡人から第三者に対しその旨の通知をした場合において、その通知を受けた第三者についても、同様とする。

譲受人が第一項の規定により譲渡人の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡人の責任は、営業を譲渡した日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

第一項に規定する場合において、譲渡人の営業によつて生じた債務について、その譲受人にした弁済は、弁済者が善意でかつ重大な過失がないときは、その効力を有する。（譲受人による債務の引受け）

第二条 譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用しない場合においても、譲渡人の営業によつて生じた債務を引き受けける旨の広告をしたときは、譲受人は、その譲受人に對して弁済の請求をすることができる。

**第十八条** 譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用しない場合において、その譲受人に對して弁済の請求をすることができる。

2 譲受人が前項の規定により譲渡人の債務を弁済する場合には、譲渡人の責任は、同一項の広告があつた日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。（詐害営業譲渡に係る譲受人に対する債務の履行の請求）

**第十九条** 譲渡人が譲受人に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知つて営業を譲渡した場合には、残存債権者は、その譲受人に對して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただしその譲受人が営業の譲渡の効力が生じた時

において残存債権者を害することを知らなかつたときは、この限りでない。

2 譲受人が前項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、譲渡人が残存債権者を害することを知つて営業を譲渡したことを見つめた時から二十年を経過したときも、同様とする。

3 譲受人について破産手続開始の決定がなったときは、残存債権者は、譲受人に對して第一項の規定による請求をする権利行使することができない。

**第五章** 商業帳簿

第十九条 商人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 商人は、その営業のために使用する財産について、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な商業帳簿（会計帳簿及び貸借対照表）を作成しなければならない。

**第六章** 商業使用者

第二十条 商人は、支配人を選任し、その営業所において、その営業を行わせることができる。（支配人の代理権）

第二十一条 支配人は、商人に代わってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 支配人は、他の使用者を選任し、又は解任することができる。

3 支配人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に對抗することができない。

**第七章** 代理商

第二十二条 支配人は、商人のための代理権の登記をしなければならない。支配人の代理権の消滅についても、同様とする。

**第八章** 商業の禁止

第二十三条 支配人は、商人の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

1 その商人の営業と同種の事業を行う会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

2 その商人の営業と同種の事業を行う会社の行為

3 電気又はガスの供給に関する行為

一 自ら営業を行うこと。

二 自己又は第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をすること。

三 他の商人又は会社若しくは外国会社の使人となること。

四 会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

五 支配人が前項の規定に違反して同項第二号に掲げる行為をしたときは、当該行為によって支配人又は第三者が得た利益の額は、商人に生じた損害の額と推定する。

**第九章** 物品の販売又はその媒介の委託を受けた代理商は、第五百二十六条第二項の通知その他の売買に関する通知を受ける権限を有する。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、商人及び代理商は、いつでもそ契約を解除することができる。

**第十条** 商人及び代理商は、契約の期間を定めなかつたときは、二箇月前までに予告し、その契約を解除することができる。

**第十四条** 商人の営業所の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該営業所の営業に關し、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。

**第十五条** 商人の営業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人は、当該事項に関する一切の裁判外の行為をする権限を有する。

2 前項の使用人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に對抗することができない。

（物品の販売等を目的とする店舗の使用者）

第二十六条 物品の販売等（販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。以下この条において同じ。）を目的とする店舗の使用者は、その店舗に在る物品の販売等をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。

**第七章** 代理商

第二十七条 代理商（商人のためにその平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者で、その商人の使用者でないものをいう。以下この章において同じ。）は、取引の代理又は媒介をしたときは、遅滞なく、商人に対して、その旨の通知を発しなければならない。

**第八章** 代理の禁止

第二十八条 代理商は、商人の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

1 自己又は第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をすること。

2 他人のために対する製造又は加工に関する行為

3 他人のために対する製造又は加工に関する行為

4 手形その他の商業証券に関する行為

（営業的商行為）

第五百一条 次に掲げる行為は、商行為とする。

一 利益を得て譲渡する意思をもつてする動産、不動産若しくは有価証券の有償取得又はその取得し

二 他人から取得する動産又は有価証券の供給契約及びその履行のためにする有償取得を目的とする行為

三 取引所においてする取引

（営業的商行為）

2 代理商が前項の規定に違反して同項第一号に掲げる行為をしたときは、当該行為によつて代理商又は第三者が得た利益の額は、商人に生じた損害の額と推定する。

**第十一条** 物品の販売又はその媒介の委託を受けた代理商は、第五百二十六条第二項の通知その他の売買に関する通知を受ける権限を有する。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、商人及び代理商は、いつでもそ契約を解除することができる。

**第十二条** 商人及び代理商は、契約の期間を定めなかつたときは、二箇月前までに予告し、その契約を解除することができる。

**第十三条** 代理商は、取引の代理又は媒介を行つてする

（営業的商行為）

第五百二条 次に掲げる行為は、営業としてするときは、商行為とする。ただし、専ら賃金を得る目的で物を製造し、又は労務に從事する者の行為は、この限りでない。

一 貸貸する意思をもつてする動産若しくは不動産の有償取得若しくは賃借又はその取得し

若しくは賃借したものとの賃貸を目的とする行為



**第五百三十二条** 当事者は、債権及び債務の各項目を記載した計算書の承認をしたときは、当該各項目について異議を述べることができない。

ただし、当該計算書の記載に錯誤又は脱漏があったときは、この限りでない。

(残額についての利息請求権等)

**第五百三十三条** 相殺によって生じた残額については、債権者は、計算の閉鎖の日以後の法定利息を請求することができる。

2 前項の規定は、当該相殺に係る債権及び債務の各項目を交互計算に組み入れた日からこれに利息を付することを妨げない。

(交互計算の解除)

**第五百三十四条** 各当事者は、いつでも交互計算の解除をすることができる。この場合において、交互計算を請求することができる。

2 前項の規定は、当該相殺に係る債権及び債務の各項目を交互計算に組み入れた日からこれに利息を付することを妨げない。

#### 第四章 匿名組合

(匿名組合契約)

**第五百三十五条** 匿名組合契約は、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって、その効力を生ずる。

(匿名組合員の出資及び権利義務)

**第五百三十六条** 匿名組合員の出資は、営業者の財産に属する。

2 匿名組合員は、金銭その他の財産のみをその出資の目的とすることができる。

3 匿名組合員は、営業者の業務を執行し、又は営業者を代表することができない。

4 匿名組合員は、営業者の行為について、第三者に對して権利及び義務を有しない。

(自己の氏名等の使用を許諾した匿名組合員の責任)

**第五百三十七条** 匿名組合員は、自己の氏若しくは氏名を営業者の商号中に用いること又は自己の商号を営業者の商号として使用することを許諾したときは、その使用以後に生じた債務に负责を負う。

(利益の配当の制限)

**第五百三十八条** 出資が損失によって減少したときは、その損失をてん補した後でなければ、匿名組合員は、利益の配当を請求することができない。

時において、営業者の営業時間内に、次に掲げる請求をし、又は営業者の業務及び財産の状況を検査することができる。

一 営業者の貸借対照表が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 営業者の貸借対照表が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので法務省令で定めるものをい

う。)をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

2 匿名組合員は、重要な事由があるときは、いつでも、裁判所の許可を得て、営業者の業務及び財産の状況を検査することができる。

3 前項の許可に係る事件は、営業者の営業所の所在地(営業所がない場合は、営業者の住所地)を管轄する地方裁判所が管轄する。

(匿名組合契約の解除)

**第五百四十条** 匿名組合契約で匿名組合の存続期間を定めなかつたとき、又はある当事者の終身の間匿名組合が存続すべきことを定めたときは、各当事者は、営業年度の終了時において、契約の解除をることができる。ただし、六箇月前にその予告をしなければならない。

2 匿名組合の存続期間を定めたか否かにかかわらず、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、いつでも匿名組合契約の解除をすることができる。

(匿名組合契約の終了事由)

**第五百四十二条** 前条の場合のほか、匿名組合契約は、次に掲げる事由によって終了する。

一 匿名組合の目的である事業の成功又はその成功の不能

2 当該行為の年月日及びその要領

二 前項の場合においては、当事者が直ちに履行

をすべきときを除き、仲立人は、各当事者に結約書に署名させ、又は記名押印させた後、これをその相手方に交付しなければならない。

3 前二項の場合において、当事者の一方が結約書を受領せず、又はこれに署名若しくは記名押印をしないときは、仲立人は、遅滞なく、相手方に對してその旨の通知を発しなければならない。

(匿名組合契約の終了事由)

**第五百四十二条** 匿名組合契約が終了したときは、その終了に伴う出資の価額の返還

は、営業者は、匿名組合員にその出資の価額を相

第五章 仲立営業

(定義)

**第五百四十三条** この章において「仲立人」とは、他人間の商行為の媒介をすることを業とする者をいう。

(当事者のために給付を受けることの制限)

**第五百四十四条** 仲立人は、その媒介により成立させた行為について、当事者のために支払その他給付を受けることができない。ただし、当事者の別段の意思表示又は別段の慣習があるときは、この限りでない。

(見本保管義務)

**第五百四十五条** 仲立人がその媒介に係る行為について見本を受け取ったときは、その行為が完了するまで、これを保管しなければならない。

(結約書の交付義務等)

**第五百四十六条** 当事者間ににおいて媒介に係る行為が成立したときは、仲立人は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面(以下この章において「結約書」という)を作成し、かつ、署名し、又は記名押印した後、これを各当事者に交付しなければならない。

(見本保管義務)

**第五百四十七条** 仲立人がその媒介に係る行為について見本を受け取ったときは、その行為が完了するまで、これを保管しなければならない。

(問屋の権利義務)

**第五百四十八条** 仲立人は、第三者に物品の販売又は買入れにより、相手方に対して、自ら権利を取得し、義務を負う。

(問屋と委託者の間の関係)

**第五百四十九条** 仲立人は、第五百四十六条の手続を終了した後でなければ、報酬を請求することができない。

(仲立人の報酬)

**第五百五十一条** 仲立人は、第五百四十六条の手続を終了した後でなければ、報酬を請求することができない。

(仲立人の報酬)

**第五百五十二条** 問屋は、他人のためにした販売又は買入れにより、相手方に対して、自ら権利を取得し、義務を負う。

(問屋の権利義務)

**第五百五十三条** 問屋は、委託者のためにした販売又は買入れにつき相手方がその債務を履行しないときは、自らその履行をする責任を負う。

(問屋の権利義務)

**第五百五十四条** 問屋が委託者の指定した金額よりも低い価格で販売をし、又は高い価格で買入れをした場合において、自らその差額を負担するときは、その販売又は買入れは、委託者に對してその効力を生ずる。

(介入権)

**第五百五十五条** 問屋は、取引所の相場がある物品の販売又は買入れの委託を受けたときは、自ら買主又は売主となることができる。この場合において、売買の代価は、問屋が買主又は売主となつたことの通知を発した時における取引所の相場によつて定める。

(当事者の氏名等を相手方に示さない場合)

**第五百五十六条** 当事者がその氏名又は名称を相手方に示してはならない旨を仲立人に命じたと

又は名称をその相手方に示さなかつたときは、当該相手方に對して自ら履行をする責任を負う。

**第五百五十七条** 仲立人は、第五百四十六条の手続を終了した後でなければ、報酬を請求することができない。

(仲立人の報酬)

**第五百五十八条** 仲立人は、第五百四十六条の手続を終了した後でなければ、報酬を請求することができない。

(仲立人の報酬)

**第五百五十九条** 仲立人は、第五百四十六条の手続を終了した後でなければ、報酬を請求することができない。

(仲立人の報酬)

**第五百六十一条** 仲立人は、第五百四十六条の手続を終了した後でなければ、報酬を請求することができない。

(仲立人の報酬)





とを業とする者（以下この節において「場屋営業者」という。）は、客から寄託を受けた物品の滅失又は損傷については、不可抗力によるものであつたことを証明しなければ、損害賠償の責任を免れることができない。

2 客が寄託していない物品であつても、場屋の中に携帯した物品が、場屋営業者が注意を怠つたことによつて滅失し、又は損傷したときは、場屋営業者は、損害賠償の責任を負う。

3 客が場屋の中に携帯した物品につき責任を負わぬ旨を表示したときであつても、場屋営業者は、前二項の責任を免れることができない。

**（高価品の特則）** 第五百九十七条 貨幣、有価証券その他の高価品については、客がその種類及び価額を通知してこれを場屋営業者に寄託した場合を除き、場屋営業者は、その滅失又は損傷によって生じた損害を賠償する責任を負わない。

**（場屋営業者の責任に係る債権の消滅時効）** 第五百九十八条 前二条の場屋営業者の責任に係る債権は、場屋営業者が寄託を受けた物品を返還し、又は客が場屋の中に携帯した物品を持ち去つた時（物品の全部滅失の場合にあつては、客が場屋を去つた時）から一年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の規定は、場屋営業者が同項に規定する物品の滅失又は損傷につき要意であつた場合にあつては、適用しない。

**第二節 倉庫営業**

**（定義）**

**第五百九十九条** この節において「倉庫営業者」とは、他人のために物品を倉庫に保管することを業とする者をいう。

**（倉庫証券の交付義務）** 第六百条 倉庫営業者は、寄託者の請求により、寄託物の倉庫証券を交付しなければならない。

**（倉庫証券の記載事項）** 第六百一条 倉庫証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、倉庫営業者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 寄託物の種類、品質及び数量並びにその荷造りの種類、個数及び記号

二 寄託者の氏名又は名称

三 保管場所

四 保管料

五 保管期間を定めたときは、その期間

六 寄託物を保険に付したときは、保険金額、保険期間及び保険者の氏名又は名称

**（寄託物の点検等）** 第六百九条 寄託者又は倉庫証券の持有人は、倉庫営業者の営業時間内は、いつでも、寄託物の点検若しくはその見本の提供を求め、又はその保存に必要な処分をすることができる。

七 作成地及び作成の年月日  
(帳簿記載義務)

**第六百二条** 倉庫営業者は、倉庫証券を寄託者に交付したときは、その帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項

二 倉庫証券の番号及び作成の年月日

**（寄託物の分割請求）**

**第六百三条** 倉庫証券の持有人は、倉庫営業者に對し、寄託物の分割及びその各部分に対する倉庫証券の交付を請求することができる。この場合において、所持人は、その所持する倉庫証券を倉庫営業者に返還しなければならない。

**（倉庫証券の不実記載）** 第六百四条 倉庫営業者は、倉庫証券の記載が事実と異なることをもつて善意の所持人に対抗することができない。

**（寄託物に関する処分）** 第六百五条 倉庫証券が作成されたときは、寄託物に関する処分は、倉庫証券によつてしなければならない。

**（倉庫証券の譲渡又は質入れ）** 第六百六条 倉庫証券は、記名式であるときであつても、裏書によつて、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。ただし、倉庫証券に裏書を禁止する旨を記載したときは、この限りでない。

**（倉庫証券の引渡しの効力）** 第六百七条 倉庫証券により寄託物を受け取ることができる者に倉庫証券を引き渡したときは、その引渡しは、寄託物について行使する権利の取得に關しては、寄託物の引渡しと同一の効力を有する。

**（倉庫証券の再交付）** 第六百八条 倉庫証券の所持人は、その倉庫証券を喪失したときは、相当の担保を供して、その再交付を請求することができる。この場合において、倉庫営業者は、その旨を帳簿に記載しなければならない。

**（寄託物の点検等）** 第六百九条 寄託者又は倉庫証券の所持人は、倉庫営業者の営業時間内は、いつでも、寄託物の点検若しくはその見本の提供を求め、又はその保存に必要な処分をすることができる。

（倉庫営業者の責任）  
第六百十条 倉庫営業者は、寄託物の保管に関し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、その後でなければ、保管料及び立替金その他寄託物に関する費用（第六百六十六条第一項において「保管料等」という。）の支払を請求することができない。ただし、寄託物の一部を出庫するときは、出庫の割合に応じて、その支払を請求することができる。

**（保管料等の支払時期）** 第六百十一条 倉庫営業者は、寄託物の出庫の時以後でなければ、保管料及び立替金その他寄託物に関する費用（第六百六十六条第一項において「保管料等」という。）の支払を請求することができない。ただし、寄託物の一部を出庫するときは、出庫の割合に応じて、その支払を請求することができる。

**（倉庫営業者の責任に係る債権の消滅時効）** 第六百十二条 当事者が寄託物の保管期間を定めなかつたときは、倉庫営業者は、寄託物の入庫の日から六箇月を経過した後でなければ、その返還をすることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

**（倉庫証券の作成していき又は倉庫証券の所持人が知れないときは、寄託者）** 第六百十三条 倉庫証券が作成されたときは、二部の返還請求

**（倉庫証券の質権の目的）** 第六百十四条 倉庫証券を質権の目的とした場合において、質権者の承諾があるときは、寄託者は、当該質権の被担保債権の弁済期前であつても、寄託物の一部の返還を請求することができる。この場合において、倉庫営業者は、返還された場合における寄託物の質入れした場合における寄託物の一部の返還請求

**（倉庫証券の質入）** 第六百十五条 第五百二十四条第一項及び第二項の規定は、寄託者又は倉庫証券の所持人が寄託物の種類、品質及び数量を倉庫証券に記載し、かつ、その旨を帳簿に記載しなければならない。

**（寄託物の供託及び競売）** 第六百五十六条 船舶の属具目録の書式は、国土交通省令で定める。

**（船舶の登記等）** 第六百八十四条 この編（第七百四十七条を除く。）において「船舶」とは、商行為をする目的で航海の用に供する船舶（端舟その他のいかのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く。）をいう。

**（従物の推定等）** 第六百八十五条 船舶の属具目録に記載した物は、その従物と推定する。

**（船舶の登記等）** 第二節 船舶の所有

**（定義）** 第一款 総則

**（船舶の登記等）** 第二節 船舶の所有

**（船舶の登記等）** 第二節 船舶の所有

**（船舶の登記等）** 第二節 船舶の所有

から二週間以内に倉庫営業者に対してその旨の通知を発したときは、この限りでない。

2 前項の規定は、倉庫営業者が寄託物の損傷又は一部滅失につき悪意であった場合には、適用しない。

**（倉庫営業者の責任に係る債権の消滅時効）** 第六百十七条 寄託物の滅失又は損傷についての滅失又は損傷につき損害賠償の責任を免れることができない。

2 前項の規定は、倉庫営業者が寄託物の損傷又は一部滅失につき悪意であった場合には、適用しない。

**（倉庫営業者の責任に係る債権の消滅時効）** 第六百十八条 前二条から第六百八十三条まで削除

**（倉庫営業者の責任に係る債権の消滅時効）** 第六百八十四条 この編（第七百四十七条を除く。）において「船舶」とは、商行為をする目的で航海の用に供する船舶（端舟その他のいかのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く。）をいう。

**（従物の推定等）** 第六百八十五条 船舶の属具目録に記載した物は、その従物と推定する。

**（船舶の登記等）** 第二節 船舶の所有

**（定義）** 第一款 総則

**（船舶の登記等）** 第二節 船舶の所有

(航海中の船舶を譲渡した場合の損益の帰属)	第六百八十八条 航海中の船舶を譲渡したときは、その航海によつて生ずる損益は、譲受人に帰属する。
(船舶所有者の責任)	第六百八十九条 差押え及び仮差押えの執行(假差押えの登記をする方法によるものを除く。)は、航海中の船舶(停泊中のものを除く。)に對してはすることができない。
(船員の持分の売渡しの請求)	第六百九十条 船舶所有者は、船長その他他の船員がその職務を行うについて故意又は過失によつて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。(社員の持分の売渡しの請求)
(船舶の共有)	第六百九十一条 持分会社の業務を執行する社員の持分の移転により当該持分会社の所有する船舶が日本の国籍を喪失することとなるときは、他の業務を執行する社員は、相当の対価でその持分を売り渡すことを請求することができる。
(共有に係る船舶の利用)	第六百九十二条 船舶共有者の間においては、船舶の利用に関する事項は、各船舶共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。(船舶共有者の持分買取請求)
(船舶の利用)	第六百九十三条 船舶共有者は、その持分の価格に応じ、船舶の利用に関する費用を負担しなければならない。(船舶共有者の持分買取請求)
(船舶の修理)	第六百九十四条 船舶共有者が次に掲げる事項を決定したときは、その決定について異議のある船舶共有者は、他の船舶共有者に対し、相当の対価で自己の持分を買い取ることを請求することができる。
(船舶の修理)	一 新たな航海(船舶共有者の間で予定されたものに限る。)をすること。 二 船舶の大修繕をすること。
(船舶の修理)	2 前項の規定による請求をしようとする者は、同項の決定の日(当該決定に加わらなかつた場合にあつては、当該決定を受けた日の翌日)から三日以内に、他の船舶共有者又は船舶管理人に対してその旨の通知を発しなければならない。(船舶共有者の第三者に対する責任)
(船舶の修理)	第六百九十五条 船舶共有者は、その持分の価格に応じ、船舶の利用について生じた債務を弁済する責任を負う。(持分の譲渡)
(船舶の貸借)	第六百九十六条 船舶共有者の間に組合契約があるときであつても、各船舶共有者(船舶管理人)は、(船舶共有者の第三者に対する責任)

(船舶の代理権)	第六百九十七条 船舶共有者は、船舶管理人を選任しなければならない。
(船舶の代理権)	第六百九十八条 船舶管理人は、次に掲げる行為を除き、船舶共有者に代わつて船舶の利用に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする。
(船舶の代理権)	第六百九十九条 船舶管理人は、船舶の賃借人は、その登記をしなければならない。船舶管理人の代理権の消滅についても、同様とする。
(船舶の代理権)	第六百九十九条 船舶共有者が船舶管理人を選任したときは、船舶共有者でない者を船舶管理人とするには、船舶共有者の全員の同意がなければならない。
(船舶の代理権)	第六百九十九条 船舶共有者は、船舶管理人の代理権を有する。第九条の規定は、前項の規定による登記について準用する。
(船舶の代理権)	第六百九十九条 船舶管理人は、次に掲げる行為を除き、船舶共有者に代わつて船舶の利用に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする。
(船舶の代理権)	第六百九十九条 船舶共有者は、船舶の賃借人は、その登記をしなければならない。船舶管理人の代理権の消滅についても、同様とする。
(船舶の代理権)	第六百九十九条 船舶共有者が船舶管理人を選任したときは、船舶共有者でない者を船舶管理人とするには、船舶共有者の全員の同意がなければならない。
(船舶の代理権)	第六百九十九条 船舶共有者は、船舶管理人の代理権を有する。第九条の規定は、前項の規定による登記について準用する。

(定期借船契約)	第七百四条 定期借船契約は、当事者の一方が装した船舶に船員を乗組ませて当該船舶を一定の期間相手方の利用に供することを約し、相手方がこれに対しその傭船料を支払うことによることによって、その効力を生ずる。(定期借船者による指示)
(定期借船契約)	第七百五条 定期借船者は、船長に対し、航路の決定その他の船舶の利用に関し必要な事項を指示することができる。ただし、発航前の検査その他の航海の安全に関する事項については、この限りでない。
(定期借船契約)	第七百五条 定期借船者は、船長に対し、航路の決定その他の船舶の利用に関し必要な事項を指示することができる。ただし、発航前の検査その他の航海の安全に関する事項については、この限りでない。
(定期借船契約)	第七百六条 船舶の燃料、水先料、入港料その他の費用に関する通常の費用は、定期借船者の負担とする。
(定期借船契約)	第七百七条 第五百七十二条、第七百三十九条第一項並びに第七百四十条第一項及び第三項の規定は、定期借船契約に係る船舶により物品を運送する場合について、第七百三十三条第二項の規定は、定期借船者の船舶の利用について生ずる先取特權について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「引渡し」とあるのは、「陸揚げ」と読み替えるものとする。
(定期借船契約)	第七百八条 船長は、海員がその職務を行つて故意又は過失によつて他人に加えた損害について賠償する責任を負う。ただし、船長が海員の監督について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
(定期借船契約)	第七百九条 船長は、やむを得ない事由により自ら船舶を指揮することができない場合には、法令に別段の定めがあるときを除き、自己に代わつて船長の職務を行うべき者を選任することができます。この場合において、船長は、船舶所有者に對してその選任についての責任を負う。
(定期借船契約)	第七百十条 船長は、属具目録を船内に備え置かなければならぬ。

(船員の責任)	第七百十一条 船長は、航海中に積荷の利害關係人の利益のため必要があるときは、利害關係人に代わり、最もその利益に適合する方法によつて、その積荷の処分をしなければならない。
(船員の責任)	第七百十二条 船長は、航海を繼續するため必要積荷について債務を負担したときは、当該債務に係る債権者にその積荷について有する権利を移転して、その責任を免れることができる。ただし、利害關係人に過失があつたときは、この限りでない。
(船員の責任)	第七百十三条 船長は、積荷を航海の用に供することができる。(航海繼續のための積荷の使用)
(船員の責任)	2 第五百七十六条第一項及び第二項の規定は、前項の場合において船舶所有者が支払うべき償金の額について準用する。この場合において、同条第一項中「引渡し」とあるのは、「陸揚げ」と読み替えるものとする。
(船員の責任)	第七百四十四条 船長は、遲滞なく、航海に關する重要な事項を船舶所有者に報告しなければならない。

## (船長の解任)

**第七百五十三条** 船舶所有者は、いつでも、船長を解任することができる。

2 前項の規定により解任された船長は、その解任について正当な理由がある場合を除き、船舶所有者に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 船長が船舶共有者である場合において、その意に反して解任されたときは、船長は、他の船舶共有者に対し、相当の対価で自己の持分を買取ることを請求することができる。

4 船長は、前項の規定による請求をしようとするときは、遅滞なく、他の船舶共有者又は船舶管理人に対してその旨の通知を発しなければならない。

**第七百六十六条から第七百三十六条まで** 削除

## 第三章 海上物品運送に関する特則

## 第一節 個品運送

**第七百三十七条** 運送人は、個品運送契約（個々の運送品を目的とする運送契約をいう。以下この節において同じ。）に基づいて荷送人から運送品を受け取ったときは、その船積み及び積付けをしなければならない。

2 荷送人が運送品の引渡しを怠ったときは、船長は、直ちに発航することができる。（この場合において、荷送人は、運送品の全額（運送人がその運送品に代わる他の運送品について運送貨を得た場合にあっては、当該運送貨の額を控除了した額）を支払わなければならない。）

**（船長に対する必要書類の交付）**

**第七百三十八条** 荷送人は、船積期間内に、運送に必要な書類を船長に交付しなければならない。

**（航海に堪える能力に関する注意義務）**

2 第七百三十九条 運送人は、発航の当時次に掲げる事項を欠いたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負う。ただし、運送人がその当時当該事項について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

1 一 船舶を航海に堪える状態に置くこと。

二 船員の乗組み、船舶の艤装及び需品の補給を適切に行うこと。

三 船倉・冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入れ、運送及び保存に適する状態に置くこと。

2 前項の規定による運送人の損害賠償の責任を免除し、又は軽減する特約は、無効とする。（違法な船積品の陸揚げ等）

**第七百四十条** 法令に違反して又は個品運送契約によらないで船積みがされた運送品については、運送人は、いつでも、これを陸揚げすることができ、船舶又は積荷に危害を及ぼすおそれがあるときは、これを放棄することができる。

3 前項の規定は、運送品を運送したたどりには、運送人は、前項に規定する運送品を運送したときは、船積みがされた地及び時ににおける同種の運送品に係る運送貨の最高額を請求することができる。

4 前項の規定は、運送人その他の利害関係人の運送品に対する損害賠償の請求を妨げない。（荷受人の運送貨支払義務等）

**第七百四十二条** 荷受人は、運送品を受け取ったときは、個品運送契約又は船荷証券の趣旨に従い、運送人に對し、次に掲げる金額の合計額（以下この節において「運送貨等」という。）を支払う義務を負う。

1 一 運送貨、付隨の費用及び立替金の額。

2 二 運送品の価格に応じて支払うべき救助料の額及び共同海損の分担額。

3 三 運送人は、運送貨等の支払を受けるまで、運送品を留置することができる。

**（運送品の競売）**

**第七百四十二条** 運送人は、荷受人に運送品を引き渡した後においても、運送貨等の支払を受けるために、その運送品を競売に付することができる。

2 運送人は、運送貨等の支払を受けたときには、この限りでない。

**（荷送人による発航前の解除）**

**第七百四十三条** 発航前においては、荷送人は、運送貨の全額を支払つて個品運送契約の解除をすることができる。ただし、個品運送契約の解除によつて運送人に生ずる損害の額が運送貨の全額を下回るときは、その損害を賠償すれば足りる。

**（荷送人による発航前解除）**

**第七百四十四条** 荷送人は、前条の規定により個品運送契約の解除をしたときであつても、運送人に対する付隨の費用及び立替金の支払義務を免れることができない。

**（荷送人による発航後の解除）**

**第七百四十五条** 発航後においては、荷送人は、他の荷送人及び傭船者の全員の同意を得、かつ、運送貨等及び運送品の陸揚げによつて生ずる費用を支払う義務を負い、かつ、その請求により、当該費用の支払について相当の担保を供しなければならない。

2 前項の規定は、運送品の陸揚げのために必要な準備を完了したときは、その期間は、前項受人に対しても、運送貨の全額を請求することができる。

**第七百五十二条** 運送品の陸揚げにおいては、陸揚期間の定めがある航海傭船契約において、不可抗力によつて陸揚げをすることができる。

**第七百五十三条** 運送品の陸揚げに算入しない。

**第七百五十四条** 航海傭船契約（船舶の全部又は一部を目的とする運送契約をいう。以下この節において同じ。）に基づいて運送品の船積みのために必要な準備を完了したときは、船長は、遅滞なく、荷受人が陸揚期間の経過後に運送品の陸揚げをした場合には、運送人は、特約がないときでは、不可抗力によつて船積みをすることができない。

2 船積期間の定めがある航海傭船契約において、不可抗力によつて船積みをすることができない場合は、船積期間に算入しない。

**（全部航海傭船契約の傭船者による発航前の解除）**

**第七百五十五条** 発航前においては、全部航海傭船契約（船舶の全部を目的とする航海傭船契約をいう。以下この節において同じ。）の傭船者は、運送貨の全額及び滞船料を支払つて全部航海傭船契約の解除をることができる。

2 價船者が船積期間の経過後に運送品の船積みをした場合には、運送人は、特約がないときであつても、相当な滞船料を請求することができる。

**（第三者による船積み）**

**第七百五十六条** 船長は、第三者から運送品を受け取るべき場合において、その第三者を確知することができないとき、又はその第三者が運送品の船積みをしないときは、直ちに傭船者に対しても、相当な滞船料を請求することができる。

**（全部航海傭船契約の傭船者による発航後の解除）**

**第七百五十七条** 発航後においては、全部航海傭船契約の解除によつて運送人に生ずる損害の額が運送貨の全額及び滞船料を支払つて全部航海傭船契約の解除をした後、全部航海傭船契約の解除をしたときは、その船積み及び陸揚げによる損害の額が運送貨の全額及び滞船料を下回るときは、その損害を賠償すれば足りる。

**（全部航海傭船契約の傭船者による発航後の解**

**第七百五十八条** 價船者は、運送品の全部又は一部の船積みがされた場合には、他の荷送人及び傭船者の全員の同意を得たとき限り、適用する。この場合において、荷送人は、運送品の船積み及び陸揚げに要する費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、傭船者は、船積期間内に限り、運送品の船積みをすることができる。

**（全部航海傭船契約の傭船者による発航後の解**

**第七百五十九条** 價船者は、運送品の全部又は一部の船積みをしないときは、直ちに傭船者に対しても、相当な滞船料を請求することができる。

**（全部航海傭船契約の傭船者による発航後の解**

**第七百六十条** 價船者は、運送品の全部の船積みをしていないときであつても、船長に対し、發航の請求をすることができる。

**（全部航海傭船契約の傭船者による発航後の解**

**第七百六十四条** 発航後においては、全部航海傭船契約の傭船者は、第七百四十五条に規定する

合計額及び滞船料を支払い、又は相当の担保を供しなければ、全部航海傭船契約の解除をすることができない。  
(一部航海傭船契約の解除への準用)

**第七百五十五条** 第七百四十三条、第七百四十五条及び第七百五十三条第三項の規定は、船舶の一部を目的とする航海傭船契約の解除について準用する。この場合において、第七百四十三条第一項中「全額」とあるのは、「全額及び滞船料」と、第七百四十五条中「合計額」とあるのは、「合計額並びに滞船料」と読み替えるものとする。

(個品運送契約に関する規定の準用等)

**第七百五十六条** 第七百三十八条から第七百四十二条まで(第七百三十九条第二項を除く)、第七百四十四条、第七百四十六条及び第七百四十七条の規定は、航海傭船契約について準用する。この場合において、第七百四十二条第一項中「金額」とあるのは、「金額及び滞船料」と、第七百四十四条中「前条」とあるのは、「第七百五十三条第一項又は第七百五十五条において準用する前条」と、第七百四十七条中「この節」とあるのは、「次節」と読み替えるものとする。

### 第三節 船荷証券等

(船荷証券の交付義務)

**第七百五十七条** 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあつた旨を記載した船荷証券(以下この節において「船積船荷証券」という。)の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積み前ににおいても、その受取後は、荷送人又は傭船者の請求により、受取があつた旨を記載した船荷証券(以下この節において「受取船荷証券」という。)の一通又は数通を交付しなければならない。

2 受取船荷証券が交付された場合には、受取船荷証券の全部と引換えでなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。

3 前二項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、適用しない。

(船荷証券の記載事項)  
**第七百五十八条** 船荷証券には、次に掲げる事項(受取船荷証券にあっては、第七号及び第八号)が記載される。

に掲げる事項を除く。)を記載し、運送人又は船長がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 運送品の種類

二 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは

船積港及び船積みの年月日

九 陸揚港

十 運送貨物の数

十一 数通の船荷証券を作成したときは、そ

十二 作成地及び作成の年月日

十三 受取船荷証券と引換えに船積船荷証券の交付の請求があつたときは、その受取船荷証券に船積みがあつた旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合においては、前項第七号及び第八号に掲げる事項をも記載しなければならない。

(荷送人又は傭船者の通知)

二 前項の規定は、同項の通知が正確でないと信ずべき正当な理由がある場合及び当該通知が正確であることを確認する適当な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号について、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読し得る表示がされていない場合も、同様とする。

(船荷証券の不実記載)

3 荷送人又は傭船者は、運送人に対し、第一項の通知が正確でないことによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

(運送品に関する処分)

**第七百六十二条** 船荷証券は、記名式であるときであつても、裏書によつて、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。ただし、船荷証券に裏書を禁止する旨を記載したときは、この限りでない。

(船荷証券の引渡しの効力)

**第七百六十三条** 船荷証券により運送品を受け取ることができる者に船荷証券を引き渡したときは、その引渡しは、運送品について行使する権利の取得に関しては、運送品の引渡しと同一の効力を有する。

(運送品の引渡請求)

第七百六十四条 船荷証券が作成されたときは、これを引換えでなければ、運送品の引渡しを請求することができない。

(数通の船荷証券を作成した場合における運送品の引渡し)

第七百六十五条 陸揚港においては、運送人は、数通の船荷証券のうち一通の所持人が運送品の引渡しを請求したときであつても、その引渡しを拒むことができない。

2 陸揚港においては、運送人は、船荷証券の全部の返還を受けなければ、運送品の引渡しをすることができない。

3 先に運送人から運送品の引渡しを受けたときは、当該他の所持人の船荷証券は、その効力を失う。

(二人以上の船荷証券の所持人から請求を受けた場合の供託)

**第七百六十六条** 二人以上の船荷証券の所持人がある場合において、その一人が他の所持人より先に運送人から運送品の引渡しを受けたときは、当該他の所持人の船荷証券は、その効力を失う。

(船荷証券が作成されたときは、運送品に関する処分は、船荷証券によつてしまふればならない。

2 海上運送状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

3 第一項の運送人又は船長は、海上運送状の記載した海上運送状にあつては、同項第七号及び第八号に掲げる事項を除く。)

二 数通の海上運送状を作成したときは、その数

3 第一項の運送人又は船長は、海上運送状の記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該運送人又は船長は、海上運送状を交付したものとみなす。

(運送品について現に船荷証券が交付されているときは、適用しない。

(船荷証券が作成された場合の特則)

**第七百六十八条** 船荷証券が作成された場合における前編第八章第二节の規定の適用について

は、第五百八十九条中「荷送人」とあるのは、「船荷証券の所持人」とし、第五百八十二条、第五百八十二条第二項及び第五百八十七条ただし書の規定は、適用しない。

一 運送品の種類

二 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは

船長がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

三 外部から認められる運送品の状態

四 荷送人又は傭船者の氏名又は名称

五 荷受人の氏名又は名称

六 運送人の氏名又は名称

七 船舶の名称

八 船積港及び船積みの年月日

九 陸揚港

十 運送貨物の数

十一 数通の船荷証券を作成したときは、そ

十二 作成地及び作成の年月日

十三 受取船荷証券と引換えに船積船荷証券の交付の請求があつたときは、その受取船荷証券に船積みがあつた旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合においては、前項第七号及び第八号に掲げる事項をも記載しなければならない。

(荷送人又は傭船者の通知)

二 前項の規定は、同項の通知が正確でないと信ずべき正当な理由がある場合及び当該通知が正確であることを確認する適当な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号について、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読し得る表示がされていない場合も、同様とする。

(船荷証券の不実記載)

**第七百六十九条** 運送人又は船長は、陸上運送及び海上運送を一の契約で引き受けたときは、荷送人の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあつた旨を記載した複合運送証券の一つ又は数通を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人の請求により、受取があつた旨を記載した複合運送証券の一通又は数通を交付しなければならぬ。

2 第七百五十七条第二項及び第七百五十八条から前条までの規定は、複合運送証券について準用する。この場合において、第七百五十八条第一項中「除く。」とあるのは、「除く。」並びに「一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人の請求により、受取があつた旨を記載した複合運送証券の一通又は数通を交付しなければならぬ。

3 第七百五十九条第一項各号(第十一号を除く。)に掲げる事項(運送品の受取があつた旨を記載した海上運送状にあつては、同項第七号及び第八号に掲げる事項を除く。)

二 その運送品を供託することができる。運送人が第七百五十五条第一項の規定により運送品の一部を引き渡した後に他の所持人が運送品の引渡しを請求したときににおけるその運送品の残部についても、同様とする。

2 運送人は、前項の規定により運送品を供託したときは、運送なく、請求をした各所持人に對してその旨の通知を発しなければならない。

3 第一項に規定する場合においては、最も先に発送され、又は引き渡された船荷証券の所持人が他の所持人に優先する。

(船荷証券が作成された場合の特則)

**第七百六十八条** 船荷証券が作成された場合における前編第八章第二节の規定の適用について

は、第五百八十九条中「荷送人」とあるのは、「船荷証券の所持人」とし、第五百八十二条、第五百八十二条第二項及び第五百八十七条ただし書の規定は、適用しない。

一 運送品の種類

二 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは

船長がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

三 外部から認められる運送品の状態

四 荷送人又は傭船者の氏名又は名称

五 荷受人の氏名又は名称

六 運送人の氏名又は名称

七 船舶の名称

八 船積港及び船積みの年月日

九 陸揚港

十 運送貨物の数

十一 数通の船荷証券を作成したときは、そ

十二 作成地及び作成の年月日

十三 受取船荷証券と引換えに船積船荷証券の交付の請求があつたときは、その受取船荷証券に船積みがあつた旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合においては、前項第七号及び第八号に掲げる事項をも記載しなければならない。

(荷送人又は傭船者の通知)





(予定保険)

(不可抗力による貨物の売却の場合の填補責任)

(質権設定の禁止)

**第八百二十五条** 貨物保険契約において、保険期間、保険金額、保険の目的物、約定保険価額、保険料若しくはその支払の方法、船舶の名称又は貨物の発送地、船積港、陸揚港若しくは到達地（以下この条において「保険期間等」という。）につきその決定の方法を定めたときは、保険法第六条第一項に規定する書面には、保険期間等を記載することを要しない。

2 保険契約者は被保険者は前項に規定する場合において、保険期間等が確定したことを知つたときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなければならない。

3 保険契約者は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前項の通知をしなかつたときは、貨物保険契約は、その効力を失う。（保険者の免責）

**第八百二十六条** 保険者は、次に掲げる損害を填補する責任を負わない。ただし、第四号に掲げる損害にあつては、保険契約者は被保険者が発航の当時同号に規定する事項について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 保険の目的物の性質若しくは瑕疵又はその通常の損耗によつて生じた損害

二 保険契約者は又被保険者の故意又は重大な過失（責任保険契約にあつては、故意）によつて生じた損害

三 戰争その他の変乱によつて生じた損害

四 船舶保険契約にあつては、発航の当時第七百三十九条第一項各号（第七百七条及び第七百五十六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を欠いたことにより生じた損害

五 貨物保険契約にあつては、貨物の荷造りの不完全によつて生じた損害

（貨物の損傷等の場合の填補責任）

**第八百二十七条** 保険の目的物である貨物が損傷し、又はその一部が滅失して到達地に到着したときは、保険者は第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合を保険価額（約定保険価額があるときは、当該約定保険価額）に乘じて得た額を填補する責任を負う。

一 当該貨物に損傷又は一部滅失がなかつたとした場合の当該貨物の価額から損傷又は一部滅失後の当該貨物の価額を控除した額

二 当該貨物に損傷又は一部滅失がなかつたとした場合の当該貨物の価額

**第八百二十八条** 航海の途中において不可抗力により保険の目的物である貨物が売却されたときは、保険者は第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を填補する責任を負う。

一 保険価額（約定保険価額があるときは、当該約定保険価額）

二 当該貨物の売却によつて得た代価から運送賃その他の費用を控除した額

（告知義務違反による解除）

**第八百二十九条** 保険者は、保険契約者又は被保険者が、危険に関する重要な事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、海上保険契約を解除することができる。この場合においては保険法第二十八条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項並びに第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する。（相互保険への準用）

**第八百三十条** この章の規定は、相互保険について準用する。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

**第八百三十一條から第八百四十一條まで 削除**

（船舶先取特権）

**第八百四十二条** 次に掲げる債権を有する者は、船舶及びその属具について先取特権を有する。

一 船舶の運航に直接関連して生じた人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権

二 救助料に係る債権又は船舶の負担に属する共同海損の分担に基づく債権

三 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）若しくは国税徴収の例によつて徴収することのできる請求権であつて船舶の入港、港湾の利用その他船舶の航海に関して生じたもの又は水先料若しくは引き船料に係る債権

四 航海を継続するため必要な費用に係る債権

五 雇用契約によつて生じた船長その他の船員の債権

（船舶先取特権の順位）

**第八百四十三条** 前条各号に掲げる債権に係る先取特権（以下この章において「船舶先取特権」といいう。）が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、同条各号に掲げる順序に従う。ただし、同条第二号に掲げる債権（救助料に係るものに限る。）に係る船舶先取特権は、その

発生の時において既に生じている他の船舶先取特権に優先する。

2 同一順位の船舶先取特権を有する者が數人あるときは、これらの者は、その債権額の割合に応じて弁済を受ける。ただし、前条第二号から第四号までに掲げる債権にあつては、同一順位の船舶先取特権が同時に生じたものでないときは、後生じた船舶先取特権が前に生じた船舶先取特権に優先する。

（船舶先取特権と他の先取特権との競合）

**第八百四十四条** 船舶先取特権と他の先取特権とが競合する場合には、船舶先取特権は、他の先取特権に優先する。

**第八百四十五条** 船舶所有者がその船舶を譲渡したときは、譲受人は、その後登記をした後、船舶の先取特権を有する者に対し、一定の期間内にその債権の申出をする旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、一箇月を下ることができない。

2 船舶先取特権を有する者が前項の期間内に同項の申出をしなかつたときは、その船舶先取特権は、消滅する。（船舶先取特権の消滅）

**第八百四十六条** 船舶先取特権は、その発生後一年を経過したときは、消滅する。（船舶抵当権）

**第八百四十七条** 登記した船舶は、抵当権の目的とすることができる。

3 船舶の抵当権は、その属具に及ぶ。

3 2 船舶の抵当権には、不動産の抵当権に関する規定を準用する。この場合において、民法第三百八十四条第一号中「抵当権を実行して競売の申立てをしてしないとき」とあるのは、「抵当権の実行としての競売の申立て若しくはその提供を承諾しない旨の第三取得者に対する通知をせず、又はその通知をした債権者が抵当権の実行としての競売の申立てをすることができるに至つた後一週間以内にこれをしないとき」と読み替えるものとする。（船舶抵当権と船舶先取特権等との競合）

**第八百四十八条** 船舶の抵当権と船舶先取特権とが競合する場合には、船舶先取特権は、船舶の抵当権に優先する。

2 船舶の抵当権と先取特権（船舶先取特権と船舶の抵当権と先取特権）が競合する場合には、船舶先取特権は、船舶の

**第一条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（質権設定の禁止）

**第二条** 本法ノ規定ハ本法施行ノ日ヨリ其施行前に生シタル事項ニモ亦之ヲ適用ス但從前ノ規定ニ依リテ生シタル効力ヲ妨ケス  
（製造中の船舶への準用）

**第八百五十条** この章の規定は、製造中の船舶に於て準用する。（明治四四年五月三日法律第七十三条抄）

**第六十条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（造船の抵当権）

**第六十一条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（船舶の抵当権）

**第六十二条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（船舶の抵当権）

**第六十三条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（船舶の抵当権）

**第六十四条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（船舶の抵当権）

**第六十五条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（船舶の抵当権）

**第六十六条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（船舶の抵当権）

**第六十七条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（船舶の抵当権）

**第六十八条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（船舶の抵当権）

**第六十九条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（船舶の抵当権）

**第七十条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（船舶の抵当権）

**第七十一条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（船舶の抵当権）

**第七十二条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（船舶の抵当権）

**第七十三条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（船舶の抵当権）

**第七十四条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（船舶の抵当権）

**第七十五条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（船舶の抵当権）

**第七十六条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（船舶の抵当権）

**第七十七条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（船舶の抵当権）

**第七十八条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
（船舶の抵当権）





**第五条** (株券の記載事項に関する経過措置)  
この法律の施行前に発行された株券の記載事項に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 改正後の商法第四百九十八条第一項第十一号及び第二項並びに改正後の有限会社法第八十五条第一項第七号及び第二項の規定は、前項の規定に違反して株式又は持分の処分をしなかつた場合について準用する。

**第四条** この法律の施行の際改正後の商法第二百一十二条ノ二（改正後の有限会社法第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する子会社が改正後の商法第二百十一条ノ二に規定する親会社の株式又は持分を有しているときは、その子会社は、相当の時期に、その株式又は持分の処分をしなければならない。

**第二条** この法律による改正後の商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）及び有限会社法の規定（罰則を除く。）は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前のこれらの法律によつて生じた効力を妨げない。

**第一条** この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中商法目次の改正規定及び同法第二編第四章第五節に一款を加える改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお從前の例による。

3 前項の事件に関し執行官が受けける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかるらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

**第十二条** この法律の施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に取締役が作成すべき書類及びその決算期に係る計算に關しては、この法律の施行後も、なお從前の例による。  
**(株主権の行使に関する利益の供与の禁止に関する経過措置)**

**第十三条** 改正後の商法第一百九十四条ノ二の規定は、この法律の施行前にした行為については、適用しない。

**第十一条** (取締役会社間の取引に関する経過措置) 改正後の商法第二百六十五条第三項の規定は、この法律の施行前にした同条第一項の取引については、適用しない。

(新株の発行等に関する経過措置)

**第十二条** この法律の施行前に新株の発行の決議があつた場合においては、その新株の発行に関する措置は、この法律の施行後もなお従前の例による。この法律の施行前に株式の分割の決議があつた場合のその株式の分割に関する措置とする。

(決算期に取締役が作成すべき書類等に関する経過措置)

**第九条** この法律の施行前に改正前の商法第二百六十四条第一項の規定による株主総会の認許があつた場合においては、その認許に係る取引に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。  
(改正文) 二七四(二) (一) (三) (四)

2 行後に改正後の商法第二百五十四条ノ二第一号又は第二号に該当することとなつたものについては、この限りでない。

この法律の施行前にした行為について刑に処せられた者に係る取締役、監査役及び清算人の資格に関しては、この法律の施行後も、なほ從前の例にによる。

(文部省による会計上(官業)の部類に属する取

**第八条** この法律の施行の際現に在任する取締役、監査役及び清算人については、改正後の商法第二百五十四条ノ一第一号及び第二号（同法第二百八十条第一項及び第四百三十条第二項並びに有限会社法第三十二条、第三十三条及び第七十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、この法律の施行後最初に招集される株主総会の終結の時までは、適用しない。ただし、この法律の施

ては、その決議の取消し、変更又は不存在若しくは無効の確認を請求する訴えに関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

**第四条** この法律の施行前に定款の認証を受けた場合においては、その定款に係る株式会社又は有限会社の設立に関しては、この法律の施行後も、なお從前の例による。  
**第五条** 株式会社の資本の額の制限に関する経過措置

**第三条** (業務執行停止等の仮処分に関する経過措置) この法律の施行前に社員の業務若しくは取締役、監査役若しくは清算人の職務の執行を停止し、又は社員の業務代行者若しくは取締役、監査役若しくは清算人の職務代行者を選任する仮処分の申請があつた場合においては、その仮処分の事件及び仮処分に関する登記並びにその業務代行者又は職務代行者の権限に関するもの。この法律の施行後も、なお従前の例による。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第一号** 〔この法律は、公布の日から起算して二年を超過しない範囲において政令で定める日から施行する。〕

（号）抄  
（施行期日）

(転換社債の転換の場合の資本に関する経過措置)

前項の規定により解散したものとみなされた会社は、そのみなされた日から起算して三年内に限り、商法第三百四十三条规定する決議により会社を継続することができる。この場合において、その会社は、資本の額を千万円以上とし、又は組織を変更して有限会社、合名会社若しくは合資会社とするまでの間は、当該資本の額又は組織の変更の目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

式の買取りについて準用する。  
**(株式会社が最低資本金に達しない場合の措置)**  
**第六条** 前条第三項に規定する株式会社が同項の  
公告の日から起算して二月を経過する日までに  
資本の額を千万円以上とする変更の登記又は有  
限会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変  
更した場合にすべき登記の申請をしないとき  
は、その株式会社は、その日に解散したものと  
みなす。

六条中「有限会社ニ付テハ第十三条第二項ニ定ムル登記」とあるのは、「合名会社ニ付テハ商法第六十四条第一項ニ定ムル登記（合資会社ニ付テハ同法百四十九条第一項ニ定ムル登記）と読み替えるものとする。

改正後の商法第一百十条第四号及び商法第一百一一条の規定は、前項において準用する改正後の有限会社法第六十四条ノ二の規定による株

4  
商法第二百条、有限会社法第六十一条第一項及び第六十六条並びに改正後の有限会社法第六十四条第一項ただし書、第二項、第三項及び第五項、第六十四条ノ二並びに第六十四条ノ三の規定は、第一項の規定による組織変更について準用する。この場合において、有限会社法第六十

なにないこの場合はおいて登記局はその株式会社に対し、その公告があつたことの通知を發しなければならない。

の法律の施行後に成立する株式会社で、その資本の額が千万円に満たないものについては、改正後の商法第六百六十八条ノ四の規定は、この法律の施行後五年間は、適用しない。

前項に規定する株式会社は、同項の期間内に限り、株主総会の決議によりその組織を変更して合名会社又は合資会社とすることができる。

法務大臣は、第一項の期間が満了したときは、登記された資本の額が千万円に満たない株式会社は次条第一項に規定する登記の申請をしないときは同項の規定により解散したものとみなされることとなる旨を官報で公告しなければならない。この場合に於て、登記所は、その











(社外取締役の登記に関する経過措置)

**第二条** 株式会社は、この法律の施行の際現在に在任する取締役がこの法律による改正後の商法(以下「新商法」という。)第一百八十八条第二項第七号ノ二に規定する社外取締役である場合には、この法律の施行の日を含む任期内に限り、当該取締役が社外取締役である旨の登記をすることを要しない。ただし、定款を変更して新商法第二百六十六条规定の契約をすることができる旨の定めを設けたときは、この限りでない。

(取締役の責任の免除に関する経過措置)

**第三条** 新商法第二百六十六条规定第七項から第二百三十条までの規定は、この法律の施行前の行為に関する取締役の責任の免除については、適用しない。

商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第七十九号)による改正前の商法第二百十条ノ二第二項第三号(商法等の一部を改正する等の法律附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)又は商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第二百二十九号)による改正前の商法第二百八十一条ノ十九第一項(商法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有する場合を含む。)の権利を行使した取締役又は当該権利を有する取締役についての新商法第二百六十六条规定第七項第十九項第一号及び第三号、同条第十項及び第十一項(同条第十六項及び第二十二項において準用する場合を含む。)並びに同条第十二項、第十四項、第十九項第一号及び第二号と並びに第二十二項の規定の適用については、同条第七項第三号中「権利ノ数ヲ乗ジタル額」とあるのは、「権利ノ数ヲ乗ジタル額、商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第七十九号)ニ依ル改正前ノ第二百十条ノ二第二項第三号(同法附則第三条第二項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトセラレタル場合ヲ含ム)ノ権利ヲ就任後二行使シタルトキハ行使ノ時ニ於ケル其ノ会社ノ株式ノ時価ヨリ譲渡ノ価額ヲ控除シタル額ニ譲受ケタル株式ノ数ヲ乗ジタル額、商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第二百二十九号)ニ依ル改正前ノ第二百六十一条ノ十九第一項(同法附則第六条第一項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトセラレタル場合ヲ含ム)ノ権利ヲ就任後二行使シタルトキハ行使ノ時ニ

(株主代表訴訟の提起に関する経過措置)

**第五条** 新商法第二百六十七条第三項（新商法又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前にこの法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第二百六十七条第三項（旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に提起された旧商法第二百六十八条第一項（旧商法又は他の法律において準用する場合を除く。）の訴えについては、適用しない。

（取締役等の責任を追及する訴えに関する経過措置）

**第六条** 新商法第二百六十八条第四項から第七項まで（これらの規定を新商法又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に提起された旧商法第二百六十八条第一項（旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。）の訴えについては、適用しない。

（監査役の任期に関する経過措置）

**第七条** この法律の施行の際現に存する株式会社の監査役でこの法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結前に在任するものの任期に関する場合は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（辞任した監査役に対する株主総会の招集の通知に関する経過措置）

**第八条** 新商法第二百七十五条ノ三ノ二第二項の規定は、この法律の施行前に招集の手続が開始された株主総会については、適用しない。

2 前項の規定は、他の法律において新商法第二百七十五条ノ三ノ二第三項の規定を準用する場合について準用する。

（監査役の責任の免除に関する経過措置）

**第九条** 新商法第二百八十条第一項において準用する新商法第二百六十六条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項、同条第八項、第十項及び第十一項、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第十二項並びに同条第十四項から第十六項までの規定は、この法律の施行前の行為に関する監査役の責任の免除については、適用しない。

規定する鑑定評価をした不動産鑑定士の義務及び責任については、次に掲げる規定は、適用しない。

一 新商法第二百九十七条（新商法第一百四十六条第三項において準用する場合を含む。）

二 新商法第二百八十条ノ十三ノ三

三 新有限会社法第十五条ノ一（新有限会社法第四十条第四項において準用する場合を含む。）

四 新有限会社法第五十五条ノ一（株券に係る公示催告手続に関する経過措置）

この法律の施行前に公示催告手続及び仲裁手続ニ闇スル法律（明治二十三年法律第二十九号）の規定により申し立てられた株券の無効宣言のために対する公示催告手続及び当該手続に係る株券に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

前項の株券については、新商法第二百三十条から第二百三十条ノ九ノ二までの規定は、適用しない。ただし、同項の公示催告手続が除権判决以外の事由により完結したときは、この限りでない。

（株主提案権等に関する経過措置）

第四条 会日より八週間前の日がこの法律の施行の日前である株主総会又はある種類の株主の総会に関する新商法第二百三十二条ノ二第一項及び第二項（新商法第二百二十二条第十項、第三百四十五条第三項（新商法第三百四十六条において準用する場合を含む。）及び第四百三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「八週間」とあるのは、「六週間」とする。

（総会招集請求権等に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前に旧商法第二百三十七条第三項（旧商法第二百二十二条第八項、第三百二十条第五項、第三百四十五条第三項（旧商法第三百四十六条において準用する場合を含む。）及び第四百三十条第二項並びに旧有限会社法第三十七条第三項及び第七十五条第二項において準用する場合を含む。）の請求をした株主、社債権者又は社員が行う株主総会、ある種類の株主の総会、社債権者集会又は社員総会の招集に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（資本の減少等における公告及び債権者に対する催告に関する経過措置）







取扱契約に係る運送品に関する運送取扱人及びその被用者の不法行為による損害賠償の責任については、なお従前の例による。  
(物品運送に関する経過措置)

第四条 施行日前に締結された物品運送契約(以下「旧物品運送契約」という。)並びに旧物品運送契約に係る運送品に関する運送人及びその被用者の不法行為による損害賠償の責任については、なお従前の例による。  
(旅客運送に関する経過措置)

第五条 施行日前に締結された旅客運送契約(以下この条において「旧旅客運送契約」という。)並びに旧旅客運送契約に係る手荷物(旅客から引渡しを受けていないものにあっては、身の回り品を含む。)に関する運送人及びその被用者の不法行為による損害賠償の責任については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に旧旅客運送契約に基づいて発生した旅客の生命又は身体の侵害に係る運送人の損害賠償の責任については、この限りでない。

(寄託に関する経過措置)

第六条 施行日前に締結された寄託契約(以下「旧寄託契約」という。)については、なお従前の例による。

(船舶に対する差押え等に関する経過措置)

第七条 施行日前に申し立てられた船舶の差押さえ又は仮差押えの執行の申立てに係る事件については、新商法第六百八十九条の規定にかかるず、なお従前の例による。

(共有に係る船舶についての損益の分配等に関する経過措置)

第八条 共有に係る船舶であつて施行日前に発航をしたものについての旧商法第六百九十七条に規定する損益の分配については、その航海に限り、なお従前の例による。

2 前項に規定する船舶の利用に関する計算については、新商法第六百九十九条第二項の規定にかかるず、その航海に限り、なお従前の例による。

(船舶賃貸借に関する経過措置)

第九条 新商法第七百二条の規定は、施行日前に締結された船舶の賃貸借契約については、適用しない。  
(定期借船に関する経過措置)

第十条 新商法第七百四条から第七百七条までの規定は、施行日前に締結された定期借船契約については、適用しない。

(船長に関する経過措置)

第十一條 船長の施行日前の行為に基づく旧商法第七百五条に規定する損害賠償の責任については、その航海に限り、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三條 既発航船舶又は既発航船舶内にある積荷その他の物が海難に遭遇した場合におけるその救助については、その航海に限り、なお従前の例による。

2 新商法第七百九十条及び第七百九十二条の規定は、施行日前に発航をした非航海船については、その航行を終了するまでの間は、適用しない。

(海難救助に関する経過措置)

第十四條 既発航船舶に係る共同海損については、その航海に限り、なお従前の例による。

2 既発航船舶に係る旧商法第七百九十九条に規定する費用については、その航海に限り、なお従前の例による。

(共同海損に関する経過措置)

第十五條 施行日前に締結された海上保険契約については、なお従前の例による。

(船舶先取特権に関する経過措置)

第十六條 施行日前に船舶(製造中の船舶を含む。)その属具及び受領していない運送貨物(国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第二条第一項の先取特権の効力及び順位については、なお従前の例による)の再生手続、更生手続又は特別清算手続が開始された場合における旧商法第八百四十二条の先取特権又は第二条の規定による改正前の国際海上物品運送法第十九条第一項の先取特権の効力及び順位については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場